

令和4年1月6日

新潟市民芸術文化会館 新型コロナウイルス感染予防対策

(指定管理者)

公益財団法人新潟市芸術文化振興財団

- I. 対策の目的、位置づけ
 - II. 感染防止のための基本的な考え方
 - III. 具体的な対策、実施主体
 - IV. 主催者の留意事項
 - V. 感染防止策チェックリスト作成手順
- 別表 入場者数の上限

添付 新潟市文化芸術活動の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン(令和3年12月27日改訂)

1. 対策の目的、位置づけ

1. 目的

この対策は、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものです。国の方針を踏まえて公益社団法人全国公立文化施設協会が策定した「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版(令和3年10月15日)」、「新潟市文化芸術活動の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン(令和3年12月27日改訂)」を踏まえて整理しました。

すべての項目の実施が新潟市民芸術文化会館を利用するうえの必須条件ではありませんが、新潟市民芸術文化会館を利用する全ての方の安全を確保するため留意していただきたい事項です。

2. 位置づけ

新潟市民芸術文化会館の管理者（以下「会館」という。）、新潟市民芸術文化会館で公演又は催事等を主催する事業者（以下「主催者」という。）は、国、新潟県、新潟市の方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本対策に示された「感染防止のための基本的な考え方」及び「具体的な対策」を踏まえ、個々の公演の規模や態様等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染拡大予防に取り組むことが求められています。

本対策の内容は、今後の対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染の地域における動向や専門家の知見を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものといたします。

3. 改定のポイント

本対策は、令和2年6月1日付で発し令和3年11月24日付で改定した対策を一部更新しました。主な変更点は以下のとおりです。

- (1) 国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更（令和3年11月19日付け）に伴い、県よりイベントの開催制限の緩和について通知が出されました。イベントの開催にあたっては、本通知に基づき、人数及び収容人数の割合を遵守してください（詳細3ページ）。
- (2) 主催者は、県様式「感染防止策チェックリスト」を作成し、ホームページ、SNS等で公表してください（詳細は9ページV. 感染防止策チェックリスト作成手順）。
なお、これにより、令和3年11月24日付本対策に掲載していた「収容率及び人数制限の緩和を適用する場合の条件チェックリスト」は廃止しました。

II. 感染防止のための基本的な考え方

全ての感染防止策は、ワクチン接種の有無に関わらず共通となります。

1. 「三つの密」を徹底的に避ける
 - (1) 密閉空間(換気の悪い密閉空間)
 - (2) 密集場所(多くの人が密集している)
 - (3) 密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)
2. 人と人の距離の確保

十分な間隔を空ける
3. 適切なマスクの正しい着用

マスク使用時には鼻にフィットさせたしっかりとした着用を徹底し、できるだけフィルター性能の高い不織布マスクを使用すること
4. 手洗いなどの手指衛生
5. 常時換気の励行
6. イベントの参加者人数、収容定員等について、「新潟市文化芸術活動の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン(令和3年12月27日)」のとおり取り扱います。

令和3年11月19日付けで改訂された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、新潟県におけるイベントの開催制限(規模要件等)を下記のとおりとします。

出典：内閣官房事務連絡

感染状況に応じたイベント開催制限等について

別紙1

		安全計画策定(注1)	その他 (安全計画を策定しないイベント)
下記以外の区域	人数上限(注3)	収容定員まで	5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方
	収容率(注3)	100%(注2)	大声なし：100% 大声あり：50%
重点措置地域	時短	原則要請なし(注4)	原則要請なし(注4)
	人数上限(注3)	20,000人 (ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、収容定員まで追加可)	5,000人
	収容率(注3)	100%(注2)	大声なし：100% 大声あり：50%
緊急事態措置区域	時短	原則要請なし(注4)	原則要請なし(注4)
	人数上限(注3)	10,000人 (ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、収容定員まで追加可)	5,000人
	収容率(注3)	100%(注2)	大声なし：100% 大声あり：50%

※遊園地など集客施設等については、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用する。

(注1) 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用(緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超)

(注2) 安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提

(注3) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)

(注4) 都道府県知事の判断により要請を行うことも可能

収容率 50%について

異なるグループ間では座席を1席(立席の場合は1m)空けてください。親子等の同一グループ(5名以内)では座席間隔を空ける措置は不要です。(その場合、収容率が50%を超えることもあります。)

Ⅲ. 具体的な対策、実施主体

具体的な対策を、取り組みの種別・場所別に整理しました。楽屋内の消毒などは主催者にご協力をお願い致します。なお、会館の欄の「レセ」はレセプションスタッフが行います。

1. 全体的な対策

		会館	主催者	お客様
消毒	手指用アルコール消毒液の設置	○		
	事務室、手すり、エレベーターのボタン、トイレ器具の消毒 客席ひじ掛けは抗菌コーティング済み	○		
	楽屋の消毒	使用前	使用中	
抗菌	客席椅子（コンサートホール、劇場、能楽堂）	○		
換気※	空調設備運転…温湿度制御より換気量を優先 湿度40%以上を目安に加湿 二酸化炭素モニターを活用し、濃度1,000ppm以下に保つことを確認	○		
	ドア、窓を適宜開放して換気に努める		○	
手洗い	呼びかけ（アナウンス、表示）	○	○	
	薬用せっけんの配置	○		
飛沫防止	適切なマスクの正しい着用を徹底	○	○	○
連絡先の把握	参加者名簿の作成（感染が発生した場合など必要に応じて、保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知）し、概ね1カ月間保持。なお、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講じ、期間経過後は適切に廃棄する。 または接触確認アプリをインストール、LINEによる「新潟県新型コロナウイルスお知らせシステム」の登録、利用者のQRコード読み取り等を活用するよう呼びかけ。接触確認アプリを機能させるため、電源及びBluetoothをオンにした上で、マナーモードかつフライト/機内モードにすることを推奨する。		○	
検温	自宅で測定。発熱の場合は入館しない。	○	○	○

※換気について

劇場、音楽堂等の公演会場における空調設備の特徴として、会場に静音性が求められることから空調機が離れて設置されており、間を長いダクトでつなぎ途中で消音器やフィルターが挟まっています。空調機に吸引された空気は、外気 20～30%と混合されて、温度調整されて会場に戻されます。仮にエアロゾル飛沫が発生しても、吸引されてダクト等を経由する中で、ダクト内のフィルター等に付着し、また希釈されるので、再び戻されるときには、感染リスクは低くなっているものと想定されます。また、一人あたりの空気の循環量としても一般のオフィスや病院等を上回るものがあります。

(劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版より抜粋)

2. 場所別の対策

		会館	主催者	お客様
玄関 (もぎり)	検温 (お客様対象)	○	(○)	○
もぎり	マスク着用の確認、着用の呼びかけ	○	○	
	マスクを破損・紛失した方には提供	○		
	最低 1m の間隔を空けた整列		○	
	チケットを目視確認またはお客様が半券をもぎる	レセ	○	○
客席	入場者数を別表「入場者数の上限」以下に抑える。		○	
	演者が歌唱等を行う場合、 <u>演者から観客まで</u> 一定の距離を確保 (最低 2m)		○	
	入退場について、エリアごとに時間差を設ける。または時間に余裕をもつ		○	
	(遅れ客対応時) ・前室に留まらない	レセ	○	
	会話を控えるようアナウンス		○	
トイレ	便器の洗浄の際はフタを閉めるよう促す	○	○	
	休憩時間を長めに、または回数を多めに設定し、混雑を緩和する。		○	
	行列は、最低 1m の間隔を空けた整列を促す。	レセ	○	
当日券売り場	ビニールシートでお客様と販売員の間を仕切る。	○		
	行列は、最低 1m の間隔を空けた整列を促す。		○	
	現金授受は手渡しせずトレイを使用		○	
buffet	休業中			

		会館	主催者	お客様
クローク	実施時期（日）、対象物品を限定して実施	○		
物販	ビニールシートでお客様と販売員の間を仕切る。		○	
	1mの間隔を空けた整列を促す		○	
	サンプル品、見本品は極力取り扱わない		○	
	現金授受は手渡しせずトレイを使用		○	
託児室	リスクを踏まえ、要否をご検討ください			
舞台	マイク等の受け渡しはトレイを介す。直接手渡ししない。	○	○	
	共有する楽器、機材の消毒（除菌シート）	○		
	持ち込み機材の接触制限（職員は極力触れない）		○	
	マイクの使いまわし（質疑応答）は控える		○	
	出演者同士は適度に間隔を開ける。		○	
	利用終了後、床の清掃を行う	○		
	下記状態において可能な場合は舞台床の拭き掃除をする。 ・飛沫が飛ぶ ・汗が舞台に付く ・床に手を付く		○	
楽屋	密にならないよう定員を調整するとともに換気を励行		○	
	飲食時などマスクを外す場合は、会話を控える。		○	
	コップ、皿は使い捨てを使用		○	
調整室	密接にならないよう入室者数を制限	○	○	
練習室	備品、楽器等を消毒または清拭する	資材用意	○	
贈呈品	プレゼントや差し入れは控えるよう呼びかけ	○	○	
冷水器	使用中止	○		
周知	注意事項、お願い事項をホームページと玄関先に表示	○		
	「感染防止策チェックリスト」をホームページ、SNS等で公表（詳細はV.感染防止策チェックリスト作成手順のとおり）		○	

3. 利用種別の対策

(1) 飛沫が発生する合唱（カラオケ）、吹奏楽など

	会館	主催者 利用者
利用終了後、床の清掃を行う	○	
下記状態において可能な場合は舞台床の拭き掃除をする。 ・飛沫が飛ぶ ・汗が舞台に付く ・床に手を付く		○
楽器等について、唾液の処理等を適切に行う		○
特に換気に注意を払い、こまめに行う	○	○
対面での発声・演奏は避け、原則、一列で一方向を向いて行うこと。 やむを得ず、列を複数つくる場合には、市松模様状に編成するなど前後の距離に注意すると共に次のとおり距離を確保する。 (1) 合唱（カラオケ） 飛沫が飛び散る方向に 2m 程度、左右は 1m 程度の距離を確保。距離の確保が困難な場合はマスクを着用する。 (2) 吹奏楽など 飛沫が飛び散る方向に 1.5m 程度(トランペット・トロンボーンは可能な限り 2m)、左右は近づきすぎない距離 対面する指導者や指揮者との距離は 2 m 確保し、やむを得ず、2m の確保が困難な場合は、フェイスシールドの着用やアクリル板の設置などの対策を講じる。		○
個人持ちの楽器や楽譜の貸し借りは禁止する。楽器などを、共有で使用する場合は、活動前後に拭き取り消毒（中性洗剤やウェットティッシュでも可）を行う		○
カラオケや弾き歌いなどの場合、交代ごとにマイクや楽器の拭き取り消毒を行う		○

4. 感染拡大への防止策

公演主催者は、感染が疑われる者がいた場合は速やかに会館に連絡し、対応を協議してください。

公演中やリハーサル中などに、体調不良者が発生した場合の対応について

- (1) 換気の良い救護室を臨時で開設し隔離する。
- (2) 対応する際の不織布マスクや手袋等の備品を準備する。
- (3) 速やかに帰宅するか、医療機関を受診するよう促す。

IV. 主催者の留意事項

主催者には、「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版（令和3年10月15日 公益社団法人全国公立文化施設協会）」に示されている「公演主催者に協力を求める具体的な対策」を留意していただきますようお願いします。同ガイドラインの内容は全国公立文化施設協会ホームページでご確認ください。

V. 感染防止策チェックリスト 作成手順

感染防止策チェックリストは、主催者が用意し、主催者のホームページ、SNS で公表することを原則としますが、これが難しい場合は代替方法により実施してください。

1. 主催者のホームページ、SNS に掲載する（原則）

(1) 新潟県ホームページ「新潟県におけるイベントの開催制限について」に掲載されている「感染防止策チェックリスト」の様式をダウンロードし、所定事項を記入してください。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/boushikyouryoku-onegai.html#ibento>

(2) 作成したチェックリストをホームページ、SNS 等で公表してください。

(3) チェックリストの URL または SNS アカウント名を会館へご連絡ください。

(4) チェックリストは、イベント終了日から1年間保管してください。

2. ホームページ、SNS の公表が実施し難い場合（代替方法）

(1) 感染防止策チェックリスト(用紙)に記入してください。用紙は会館が用意します。

(2) チェックリストを会場に掲示してください。

(3) チェックリストは、イベント終了日から1年間保管してください。

(別表) 入場者数の上限

	100%定員(※1)	50%定員(※2)	備考
コンサートホール	2,000人	(1,000人)	
劇場	903人	(451人)	
能楽堂	387人	(193人)	
ギャラリー	150人	(75人)	
スタジオ A	130人	(65人)	
スタジオ B	150人	(75人)	

※1 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合。この判断は、実態に照らして、個別具体的に判断。

※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

練習利用の定員

大声での発生が伴わない利用については、会場の換気等、必要となる感染防止対策を総合的に講じたうえで利用してください。

	定員	推奨人数	室内環境に合わせた換気量の調整
スタジオ A	130人	100人	可
スタジオ B	150人	100人	可
練習室 1	16人	6人	不可
練習室 2	12人	6人	不可
練習室 3	12人	6人	不可
練習室 4	40人	20人	可
練習室 5	40人	20人	可
練習室 6	15人	12人	不可

(1) スタジオ A、スタジオ B、練習室 4、練習室 5 は、必要換気量(一人あたり毎時30m³)より換算した在室人数を推奨します。なお、ビル管理法の空気環境基準を満たすよう換気量を調整しているため、従来の定員についても法令上の問題はありません。

(2) 練習室 1, 2, 3, 6 は、換気量が一定のため必要換気量から算定した人数(推奨人数)を上限とします。

(施行期日)

この対策は、令和2年6月1日から施行する。

(改定)

この対策は、令和2年6月19日から施行する。

(改定)

この対策は、令和2年10月5日から施行する。

(改定)

この対策は、令和2年12月8日から施行する。

(改定)

この対策は、令和3年3月3日から施行する。

(改定)

この対策は、令和3年5月11日から施行する。

(改定)

この対策は、令和3年7月5日から施行する。

(改定)

この対策は、令和3年9月7日から施行する。

(改定)

この対策は、令和3年11月24日から施行する。

(改定)

この対策は、令和4年1月6日から施行する。